

身体介護あり

介護給付費等単位数サービスコード「居宅介護(通院等介助(身体介護を伴う場合))」より抜粋

深夜+早朝	
前日22時～6時 +6時～8時	
0.5+0.5	569
0.5+1.0	798
0.5+1.5	900
0.5+2.0	1,007
0.5+2.5	1,110
1.0+0.5	835
1.0+1.0	937
1.0+1.5	1,044
1.0+2.0	1,147
1.5+0.5	984
1.5+1.0	1,090
1.5+1.5	1,194
2.0+0.5	1,110
2.0+1.0	1,214
2.5+0.5	1,235

早朝のみ	
6時～8時	
0.5	320
1	505
1.5	734
2	836
2.5	943

(25%増)

早朝+日中	
6時～8時 +8時～18時	
0.5+0.5	468
0.5+1.0	651
0.5+1.5	733
0.5+2.0	818
0.5+2.5	901
1.0+0.5	688
1.0+1.0	770
1.0+1.5	855
1.0+2.0	938
1.5+0.5	816
1.5+1.0	901
1.5+1.5	984
2.0+0.5	921
2.0+1.0	1,004
2.5+0.5	1,026

日中のみ	
8時～18時	
0.5	256
1	404
1.5	587
2	669
2.5	754
3	837
3.5	921
4	1,004
4.5	1,087
5	1,170
5.5	1,253
6	1,336
6.5	1,419
7	1,502
7.5	1,585
8	1,668
8.5	1,751
9	1,834
9.5	1,917
10	2,000
10.5	2,083

日中+夜間	
8時～18時 +18時～22時	
0.5+0.5	441
0.5+1.0	670
0.5+1.5	772
0.5+2.0	879
0.5+2.5	982
1.0+0.5	633
1.0+1.0	735
1.0+1.5	842
1.0+2.0	945
1.5+0.5	690
1.5+1.0	796
1.5+1.5	900
2.0+0.5	775
2.0+1.0	879
2.5+0.5	858

夜間のみ	
18時～22時	
0.5	320
1	505
1.5	734
2	836
2.5	943
3	1,046
3.5	1,151
4	1,255
4.5	1,359

(25%増)

夜間+深夜	
18時～22時 +22時～翌6時	
0.5+0.5	542
0.5+1.0	817
0.5+1.5	940
0.5+2.0	1,067
0.5+2.5	1,192
1.0+0.5	780
1.0+1.0	903
1.0+1.5	1,030
1.0+2.0	1,155
1.5+0.5	857
1.5+1.0	985
1.5+1.5	1,109
2.0+0.5	964
2.0+1.0	1,088
2.5+0.5	1,068

(50%増)

早朝【増分】	
6時～8時	
0.5	104
1	208
1.5	311
2	415
2.5	519

日中【増分】	
8時～18時	
0.5	83
1	166
1.5	249
2	332
2.5	415
3	498
3.5	581
4	664
4.5	747
5	830
5.5	913
6	996
6.5	1,079
7	1,162
7.5	1,245
8	1,328
8.5	1,411
9	1,494
9.5	1,577
10	1,660
10.5	1,743

夜間【増分】	
18時～22時	
0.5	104
1	208
1.5	311
2	415
2.5	519
3	623
3.5	726
4	830
4.5	934

「日中+夜間」で、「日中」が3時間以上の場合、「日中のみ」に「夜間【増分】」を加えて請求する。

※「深夜+早朝」「早朝+日中」「夜間+深夜」も同様。

深夜【増分】	
22時～6時	
0.5	125
1	249
1.5	374
2	498
2.5	623

日中+夜間+深夜  
※サービス間隔が2時間未満の場合

日0.5+夜2.0+深0.5	1,004
日1.0+夜1.5+深0.5	967
日1.5+夜1.0+深0.5	921

※上記のような場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

① <<2時間ルール>>

…1日に2回サービス提供をした場合、それぞれの間が**2時間未満**であれば時間数を**通算**して請求する。

例) 1日に10:00～12:00と13:30～15:00の2回サービス提供をした場合

→それぞれの間が12:00～13:30の1.5時間(2時間未満)であるため、2h+1.5h=3.5hで請求。

② <<サービス提供時間が時間帯を跨ぐ場合>>

…サービス提供開始時間の属する時間帯における提供時間が**15分未満**の場合、**より多くの時間を占める時間帯**で請求する。

例) 7:50～9:00の場合→7:50が属する「早朝」の時間帯が7:50～8:00の10分間(15分未満)であるため、7:50～9:00の1.5時間がより多くの時間を占める「日中」の時間帯により「日中1.5h」の単位で請求。

例) 15:50～18:50の場合→15:50～17:50は日中2時間。17:50～18:50は17:50が属する「日中」の時間帯が17:50～18:00の10分間(15分未満)であるため、17:50～18:50の1時間は夜間となる。日中は3時間未満のため、「日中2.0+夜間1.0」の単位で請求。

※17:45～18:15など15分間ずつの場合は、開始時間の属する時間帯で請求する。

身体介護なし

介護給付費等単位数サービスコード「居宅介護(通院等介助(身体介護を伴わない場合))」より抜粋

深夜+早朝	
前日22時～6時 +6時～8時	
0.5+0.5	273
0.5+1.0	370
1.0+0.5	394

早朝のみ	
6時～8時	
0.5	133
1	246
1.5	344
2	431
2.5	518

早朝+日中	
6時～8時 +8時～18時	
0.5+0.5	224
0.5+1.0	302
1.0+0.5	324

日中のみ	
8時～18時	
0.5	106
1	197
1.5	275
2	345
2.5	414
3	483
3.5	552
4	621
4.5	690
5	759
5.5	828
6	897
6.5	966
7	1,035
7.5	1,104
8	1,173
8.5	1,242
9	1,311
9.5	1,380
10	1,449
10.5	1,518

日中+夜間	
8時～18時 +18時～22時	
0.5+0.5	220
0.5+1.0	317
1.0+0.5	295

夜間のみ	
18時～22時	
0.5	133
1	246
1.5	344
2	431
2.5	518
3	604
3.5	690
4	776
4.5	863

夜間+深夜	
18時～22時 +22時～翌6時	
0.5+0.5	270
0.5+1.0	387
1.0+0.5	363

深夜のみ	
22時～6時	
0.5	159
1	296
1.5	413
2	518
2.5	621

早朝【増分】	
6時～8時	
0.5	86
1	173
1.5	259
2	345
2.5	431

(25%増)

日中【増分】	
8時～18時	
0.5	69
1	138
1.5	207
2	276
2.5	345
3	414
3.5	483
4	552
4.5	621
5	690
5.5	759
6	828
6.5	897
7	966
7.5	1,035
8	1,104
8.5	1,173
9	1,242
9.5	1,311
10	1,380
10.5	1,449

夜間【増分】	
18時～22時	
0.5	86
1	173
1.5	259
2	345
2.5	431
3	518
3.5	604
4	690
4.5	776

(25%増)

深夜【増分】	
22時～6時	
0.5	104
1	207
1.5	311
2	414
2.5	518
3	621
3.5	725
4	828
4.5	932

(50%増)

日中+夜間+深夜	
※サービス間隔が2時間未満の場合	
日0.5+夜0.5+深0.5	337

※上記のような場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

「日中+夜間」で、「日中」が1.5時間以上の場合、「日中のみ」に「夜間【増分】」を加えて請求する。  
※「深夜+早朝」「早朝+日中」「夜間+深夜」も同様。

① <<2時間ルール>>

…1日に2回サービス提供をした場合、それぞれの間が**2時間未満**であれば時間数を**通算**して請求する。

例) 1日に10:00～12:00と13:30～15:00の2回サービス提供をした場合 → それぞれの間が12:00～13:30の1.5時間(2時間未満)であるため、2h+1.5h=3.5hで請求。

② <<サービス提供時間が時間帯を跨ぐ場合>>

…サービス提供開始時間の属する時間帯における提供時間が**15分未満**の場合、**より多くの時間を占める時間帯**で請求する。

例) 7:50～9:00の場合 → 7:50が属する「早朝」の時間帯が7:50～8:00の10分間(15分未満)であるため、7:50～9:00の1.5時間がより多くの時間を占める「日中」の時間帯により「日中1.5h」の単位で請求

例) 15:50～18:50の場合 → 15:50～17:50は日中2時間。17:50～18:50は17:50が属する「日中」の時間帯が17:50～18:00の10分間(15分未満)であるため、17:50～18:50の1時間は夜間となる。

日中は3時間未満のため、「日中2.0+夜」

※17:45～18:15など15分間ずつの場合は、開始時間の属する時間帯で請求する。